

2012年11月15日



プールでの監視活動に警備業法が適用されたことについて

日本ライフセービング協会

警察庁生活安全局から警視庁生活安全総務課、各道府県警察本部生活安全部への通達（2012年6月24日）により、関係省庁、自治体等からプール監視業務を委託（有償）する場合は、警備業法第2条第1項第1号又は第2号に該当し、警備業務に該当することになりました。すなわち、委託（有償）によるプールでの監視活動は警備業者が実施することになります。一方、警察庁生活安全局から一般財団法人全国警備業協会への要請（2012年6月25日）によれば、警備員（監視員）の資質向上として、プールにおける安全確保に資する資格等の中に、ライフセーバー資格が記載されています。本件について警察庁生活安全総務課へヒアリングした結果、日本ライフセービング協会の見解は以下の通りです。

（1）警備業に該当する活動

- ・関係省庁、自治体等からプール監視業務を委託（有償）されている場合。

（2）警備業に該当しない活動

- ・関係省庁、自治体等からプール監視業務を依頼され、無償で活動している場合。
- ・関係省庁、自治体等からプール監視業務を、指定管理者制度[※]により指定を受けて活動している場合。

※指定管理者制度：公の施設をより効果的、効率的に管理するため、民間能力を活用して施設管理を行い、住民サービス向上や経費削減を図る制度（地方自治法一部改正：平成15年9月2日施行）。条例に基づき議会の議決を経て指定された団体（株式会社、公益法人、NPO法人、任意団体等）が指定管理者となる。協定により契約（入札対象ではない）。

（3）海水浴場への適用の可能性

- ・海水浴場は警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）の第二条一の「警備業務対象施設」に該当しないため、適用の予定はない（警察庁へのヒアリングにより確認）。

(4) JLA の今後の対応

- ・ 事故を未然に防ぐ技術に加え，CPR や救助技術を有する日本ライフセービング協会認定のライフセービング資格を有するライフセーバーは，プール監視業務において高い専門的能力を有しています。
- ・ 既に指定管理者として活動を行っている団体（クラブ）へヒアリングし，契約関係の実態を把握し，JLA ライフセーバー資格を有する団体（クラブ）が指定管理者として推奨されるよう，関係行政機関に働きかけていきます。